

錯綜する域内外FTAと広域FTAの萌芽：アジアのFTA

著者	岡本 次郎
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジア動向年報
雑誌名	アジア動向年報 2007年版
ページ	13-20
発行年	2007
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00002570

アジアの FTA

錯綜する域内外 FTA と広域 FTA の萌芽

おかもと じろう
岡本 次郎

概 況

難航していた WTO ドーハラウンド交渉が2006年7月に中断された。多国間貿易投資自由化が停滞するなか、アジア諸国の多くは2006年も域内外で自由貿易協定(FTA)締結を追求した。

2007年1月にセブで開催された ASEAN プラス 3 (日本, 中国, 韓国)首脳会議, およびオーストラリア, ニュージーランド, インドを加えた東アジア(ASEAN プラス 6)首脳会議では, ASEAN プラス 3 FTA の検討を政府レベルで, プラス 6 FTA の検討を民間レベルで, 並行して開始することが合意された。これに対しアメリカは, 2006年11月, APEC メンバー21カ国・地域による自由貿易地域の創設を提案した。

日 本

2006年7月にマレーシアとの経済連携協定(EPA)が発効した。マレーシアは現地組立用自動車部品関税を即時撤廃し, 完成車関税は2015年までに段階的に撤廃する。日本はエビ, 熱帯果実の一部の関税を即時撤廃。最終的には貿易品目の97%が無関税となる。合板関税については5年後に再協議する。

2004年11月に大筋合意されていた対フィリピン EPA は2006年9月に署名された。合意から署名までに2年近くかかった一因は, この間に合意内容の再交渉が行われたことである。当初の合意では自動車(完成車)関税は2010年までに完全撤廃されることになっていたが, 2005年9月に大筋合意した日タイ EPA 交渉で日本がタイの要請を受け入れ, 「排気量3000cc 超の大型車関税は2009年までに60%に段階的引き下げ(現行80%), 小型車は2009年に再協議」としたため, フィリピンがタイと同程度の内容への変更を求めた。再交渉の結果, 自動車関税は「大型車関税(現行30%)は原則2010年(遅くとも2013年まで)に撤廃, 小型車関税(現行

30%)は段階的に20%に削減し2009年に再協議」に落ち着いた。コメ、粗糖、合板、一部水産品の関税は据え置かれ、糖みつ、鶏肉、パインアップルなどでは関税割当が設定される。日本の労働力(看護師・介護福祉士)受け入れについてはフィリピンが数千～1万人規模を求めていたが、最終的には協定発効後の2年間に看護分野で400人、介護分野で600人となった。

2005年9月に大筋合意に達していた対タイ EPA は、2006年に入って深刻化したタイ政局混乱の影響を受け、2006年内の署名には至らなかった。クーデタ(2006年9月)後に任命されたタイ新政権は、2007年に予定される新憲法下での総選挙後に正式政権が発足するまで、二国間 FTA 交渉を凍結する旨を発表した。ただし日タイ EPA については、同国経済界からの強い要請を受け、早期署名に向けた国内手続きを進める準備を2006年末までに開始している。2005年7月に開始された対インドネシア EPA 交渉は2006年11月に大筋合意に至った。インドネシアは輸入品目の95%で関税を撤廃し、日本はエビ、熱帯果実などの関税を撤廃・削減する内容となっている。コメ、合板などの関税は維持される。合意には日本の看護師、介護福祉士、観光分野の研修・実習生受け入れも含まれており、具体的な規模は今後の調整で詰められる。同協定には、日本の EPA では初めてエネルギー・鉱物資源安定供給のための協力条項が挿入される予定である。日本がインドネシアから輸入する液化天然ガス(LNG)は、輸入総額の約4分の1を占める。対ブルネイ EPA 交渉は、開始から半年後の2006年12月に大筋合意に達した。同協定にも LNG 安定供給のための協力条項が盛り込まれる予定。日本のブルネイからの輸入額の約8割は LNG である。ベトナムとは11月の二国間首脳会議で、2007年1月からの EPA 交渉開始が確認された。

ASEAN 全体との「包括的経済連携協定」締結に向けた交渉は2005年4月に開始され、2006年には8月までに3回の交渉が行われた。2007年1月の日・ASEAN 経済閣僚会議で日本が行った提案は、約5200の貿易品目の92%で関税を撤廃し、残る8%のうち7%分で関税を5～50%に引き下げ、さらに残った1%を例外品目とするもので、具体的な関税撤廃品目・スケジュールの決定は二国間ベースで行う。ASEAN 側は日本の提案を大筋で了承した。

他のアジア諸国では、インドと2007年初の交渉開始で合意したこと(2006年12月)が注目される。日本は特に自動車、電気・電子機器の輸出拡大を期待し、インドは果実、繊維などの輸出拡大および IT 技術者、医師、建築士などの資格相互認証や労働市場開放に期待している。2004年11月以来中断している対韓国 FTA

交渉は2006年も再開されなかった。

アジア域外諸国との間では、2006年2月に始まったチリとの交渉が同年9月に大筋合意に至った。日本の対チリ輸出額の63%を占める自動車、同13%の一般機械などに課されている関税を含め、ほぼすべての関税が撤廃される。チリからの輸入の55%は銅・鉛・モリブデンであるが、日本はこれらの関税を10年間で段階的に撤廃する。2006年9月には湾岸協力会議(GCC)との交渉が始まった。またオーストラリアとのEPAについては、2006年12月、2007年初からの交渉開始で合意した。オーストラリアの対日輸出の2割強を占める農畜産物(牛肉、乳製品、小麦、砂糖など)市場開放については、日本の農家、農協、農水省、農林族議員からの反対が強まる懸念がある。2005年10月より共同研究を行っていたスイスとのEPAは、2007年1月に交渉開始が合意された。締結されれば日本にとって欧州諸国とは初めての協定となる。

中国

2005年4月に始まったパキスタンとのFTA交渉は2006年11月に基本合意に達した。また、シンガポールとの交渉が2006年10月に開始されている。2007年1月に行われたASEANとの首脳会議では「サービス貿易協定」が署名された。同協定は、金融、建設、運輸、旅行、教育、通信、文化・スポーツ、環境など広範囲にわたるサービス分野で相互に市場開放を行い、内国民待遇を与える内容で、2007年7月の発効を予定している。中国・ASEAN間の物品貿易に関する協定は、すでに2005年7月に発効している。

アジア域外国とは、チリとの間で、2005年11月署名のFTAに基づき、2006年10月に関税引き下げが開始された。10年以内に貿易品目の97%強で関税を撤廃する。2005年5月に始まったオーストラリアとの交渉は2006年も継続され、同年内に4回本交渉が行われた。中国の繊維、衣料、自動車などの市場開放要求、オーストラリアの農畜産物、サービスの市場開放要求などで合意に至っておらず、交渉は2007年も継続される。ニュージーランドとの交渉(2004年12月開始)も2006年中に4回開催されたが、最終合意には達せず、2007年へ持ち越しとなった。アイスランドとは2006年7月に交渉開始で合意した。

韓国

2005年8月に署名されていたシンガポールとのFTAが2006年3月に発効した。

ASEAN 全体とは、2006年 8月に「物品貿易に関する協定」に正式署名が行われた（タイを除く）。同協定では、2010年までに韓国・ASEAN 間貿易品目の90%について関税を撤廃し、残る10%のうち7%については2016年までに関税を0～5%に削減することになっている。ASEAN とは2006年 7月に「サービス貿易・投資に関する協定」に関する交渉も始まり、2007年末までの終了が予定されている。2006年 3月にはインドとの間で「包括的経済連携協定」(CEPA)交渉が開始された。

アジア域外国との間では、2005年12月に署名されていた欧州自由貿易連合(EFTA)との FTA が2006年 9月に発効した。2006年 6月にはアメリカとの交渉が始まり、同年中に本交渉が5回開催された。交渉では、農畜産物と繊維を除く約8500品目の関税撤廃を、発効直後から10年の間に段階的に実施することで合意が成立したが、アメリカの医薬品、自動車、農畜産物、サービス分野での市場開放や競争政策強化の要求、また韓国の繊維市場開放やアンチ・ダンピング制度見直しの要求などについては、2006年内には合意に至らなかった。同交渉に特徴的な対立点のひとつに、韓国が「太陽政策」の一環として朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)領内で整備を進める「開城工業団地」で生産された製品の取り扱いがある。すでに発効あるいは署名されたシンガポール、EFTA、ASEAN との FTA では、同工業団地製品にも韓国製と同等の特恵関税措置が認められている。韓国は対アメリカ FTA でも同様の取り扱いを求めたが、アメリカは、「同工業団地の北朝鮮労働者は搾取されている」、また「同工業団地製品の対米輸出が増加すれば間接的に北朝鮮を支援したことになる」と主張し、韓国の要求には当初から否定的だった。交渉開始後に北朝鮮がミサイル発射実験(2006年 7月)、核実験(同年10月)を強行したことで、この問題に対するアメリカの態度はさらに硬化している。

その他のアジア域外国とは、2005年 7月に始まったカナダとの交渉が2006年 中も2カ月に1回のペースで続けられた。EU とは2006年 7月と9月に FTA に関する予備協議が行われ、11月には同 FTA に関する公聴会が開催された。韓国政府は2007年にも同様の公聴会を予定し、その結果を受けて EU との FTA 交渉開始の可否を決定する。オーストラリアとは、12月に盧武鉉大統領が訪豪した際、二国間 FTA に関する共同研究の開始で合意した。

台 湾

台湾は、中国との関係上、主要貿易相手国との FTA 締結が困難な環境にあるが、そのなかで外交関係を有する中米諸国との FTA を進めている。2006年 7月

には、対パナマ FTA (2004年 1月発効) に次いで 2 番目となるグアテマラとの FTA が発効した。また、ニカラグアとの FTA も同年 6 月に署名されている。ホンジュラス、エルサルバドルとの交渉は 2006年 5 月に開始され、同年 11 月に完了した。さらにコスタリカ、ドミニカ共和国との FTA も交渉中 (2006年末現在) である。ただし、2006年の台湾の貿易総額に占める上記 7 カ国の割合は、輸出で 0.3% 程度、輸入で 0.1% 程度に過ぎず、これら諸国との FTA による経済効果は限定されたものとならざるを得ないだろう。

インド

スリランカ (2000年 3月発効)、タイ (2004年 9月よりアーリーハーベスト対象 82 品目から関税削減開始)、シンガポール (2005年 8月発効) との FTA に続き、2006年 1 月には南アジア地域協力連合 (SAARC) による FTA が発効した。

前述したように、韓国とは 2006年 3 月に CEPA 交渉が開始され、日本とは 2007年初の EPA 交渉開始で合意されている。インドが提示した自由化除外品目が多かったため停滞していた ASEAN との FTA 交渉は、2006年 8 月にインドが除外品目削減の意向を示したことを受け再開された。2007年 1 月のインド・ASEAN 首脳会議では、2007年 7 月の署名を目標に交渉を加速することで合意された。2004年 2 月に「枠組み協定」が署名された「ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ」(BIMSTEC) による FTA では 2006年 7 月にも関税引き下げが開始される予定だったが、原産地規則や例外品目などで合意に達せず、2006年末時点でも交渉継続中である。

アジア域外諸国とは、2006年 10 月の首脳会議で EU と 2007年 3 月頃からの FTA 交渉開始で合意したことが大きい。また、GCC との交渉は 2007年末までの署名を目標に進められている。チリとは 2006年 3 月に包括的 FTA の前段階といえる「特惠関税協定」に署名した。同協定は、インドがチリからの輸入 266 品目の関税を削減し、チリは 296 品目の関税を削減する内容。同様の協定は 2004年 1 月にメルコスール (南米南部共同市場) とも締結され (2005年 3 月発効)、2005年 12 月には南部アフリカ関税同盟 (SACU) とも交渉が終了している。

ASEAN 諸国

シンガポールの FTA は、2005年以前に発効済みの 7 件 (ニュージーランド、日本、EFTA、オーストラリア、アメリカ、インド、ヨルダン) に加え、2006年

には韓国(3月)、パナマ(6月)、およびブルネイ、ニュージーランド、チリとの4カ国 FTA(太平洋横断戦略的経済連携協定 [Trans-Pacific Strategic Economic Partnership], 11月)の3件が発効した。2006年には、新たにペルー(2月)、中国(10月)、GCC(11月)との交渉が始まっている。ペルーとの交渉は2006年末までにほぼすべての分野で合意に至った模様。また、先行していた GCC 加盟国のアラブ首長国連邦、カタール、クウェート、バーレーンとの二国間交渉は GCC との交渉に統合された。パキスタンとの交渉(2005年8月開始)も継続中である。一方、それぞれ2000年7月、2001年10月に始まったメキシコ、カナダとの交渉には実質的な進展はなかった。

マレーシアは、発効した日本との EPA の他に6カ国と FTA 交渉を行っている。インド(2004年12月開始)、オーストラリア、ニュージーランド(2005年5月開始)との交渉は2006年中も継続された。2005年4月から交渉を続けているパキスタンとは、2006年1月にアーリーハーベスト措置(現行関税5%未満は撤廃、5~10%は半減)を開始した。アメリカとは2006年6月に交渉を開始。同年11月、シュワブ・アメリカ通商代表が2007年初の交渉完了方針を発表している。またチリとは2006年11月に2007年初の交渉開始で合意した。

タイでは、先述したようにクーデタ後に任命された新政権が二国間 FTA に関する作業を凍結したため、対アメリカ、対 EFTA 交渉などが中断され、2005年11月に署名されていたペルーとの FTA の批准手続きも停止されている。ただし、2006年8月に署名された韓国・ASEAN 間の「物品貿易に関する協定」にタイだけが参加しなかったのは、ASEAN 側の自動車、鉄鋼市場などの開放度合いに比べ、韓国側の農水産物市場開放が不十分と政府が判断したためで(韓国はコメ、鶏肉、活魚・冷凍魚類、ニンニク、タマネギ、トウガラシなどを除外品目とした)、政局混乱、クーデタとは直接的には関係がない。タイは2006年7月に始まった韓国・ASEAN 間のサービス貿易・投資交渉には参加している。

ASEAN

2006年8月の ASEAN 経済閣僚会議は、先行する域内物品貿易自由化に加え、医療、情報通信、建設、教育などサービス70分野での自由化を推進することで合意した。また、「ASEAN 経済共同体」創設を5年早めて2015年とする方針も確認している。2007年1月の首脳会議ではこれらが正式承認され、首脳宣言には経済共同体を含む「ASEAN 共同体」の創設を2015年とすることが明記された。

ASEAN 全体が主体となる FTA では、先述した日本、中国、韓国、インドとのほかに、2005年2月からオーストラリア・ニュージーランドとの交渉も行われている。同交渉は2007年中の合意を目標としている。また2006年9月に EU が、同年11月にはアメリカが、ASEAN と FTA を含む経済関係強化を模索する方針を発表した。2006年末までに、EU とは FTA の実現可能性を探る予備交渉が開始され、アメリカとは FTA の前提となる「貿易投資枠組み協定」締結に向けた作業を開始することで合意した。これで ASEAN は、加盟国の主要貿易相手国・地域ほぼすべてとの FTA に着手したことになる。

ASEAN プラス 3 ・ ASEAN プラス 6

2006年8月の ASEAN プラス 3 経済閣僚会議では、13カ国による FTA 交渉に向けて2007年に各国政府が作業部会を設け、政府間で検討に入ることで一致した。また、2009年に本交渉に入り、2011年までに合意を形成、2016年に一般品目の関税撤廃を完了するスケジュールも了承された。日本は同会議で ASEAN プラス 6 による FTA 交渉も提案した。2007年1月に開催された ASEAN プラス 3 首脳会議、東アジア首脳会議に出席した安倍首相は、再度 ASEAN プラス 6 で FTA を進める構想を提唱し、同時に ASEAN プラス 6 の各国研究機関と連携する民間研究組織の立ち上げ、物流・情報分野での連携、エネルギー安全保障、「日 ASEAN 包括的経済連携協力基金」設立を含む10項目の提案を行った。日本の提案は大筋で承認され、ASEAN プラス 6 FTA については民間レベルで研究・検討を開始することが確認された。

アジア太平洋 FTA

2006年11月の APEC 閣僚会議で、アメリカは全 APEC メンバーで単一の FTA を締結する「アジア太平洋自由貿易地域」(FTAAP)の創設を提案した。続いて開催された APEC 首脳会議は、「長期的展望としてアジア太平洋の自由貿易圏を含め地域の経済統合を促す手段について研究する」とし、その研究成果は2007年9月に予定される同会議へ報告されることとなった。

FTAAP の近い将来における実現可能性については否定的な見方が多い。アメリカが求めるレベルの貿易投資自由化、知的財産権保護、労働・環境条件などをすべての APEC メンバーが受け入れられるのか、台湾の参加を認めるのか、拘束力を持つ自由化を APEC 枠組みで実施できるのか、などの問題が存在するか

らである。さらにアメリカ自体も東アジア途上国(特に中国)との間に大幅な貿易赤字を抱えており、FTAAP 提案に同国議会や経済界の継続した支持が得られるかは不明である。2006年11月の中間選挙の結果、民主党が上下両院の過半数を占めたことにより、2007年以降は議会からの保護主義的圧力が強まる懸念もある。

実現に向けてさまざまな問題があることが明らかな FTAAP を、アメリカがあえて提案した背景には、同国を除外して進む経済統合を牽制する意図があるとみられている。アメリカが東アジア経済統合プロセスを注視していることを示し、さらに FTA を ASEAN プラス 3, プラス 6 レベルにとどめず、将来的には同国を含むより広い範囲に適用するよう促すため、という見方である。

2007年の課題

ドーハラウンド交渉の中断は、世界各国が近年追求してきた FTA の集積が、必ずしも多国間貿易投資自由化を促すわけではないことを示している。2007年中に交渉が再開され、何らかの合意が形成されたとしても、ラウンド立ち上げ時に掲げられた野心的な目標を達成できる可能性は低い。したがって2007年以降も、各国が FTA を通して多国間貿易投資自由化の停滞を「補完」しようとする動きは継続するだろう。

しかし、顕著にグローバル化した経済環境下における企業活動およびそのネットワークは、二国間あるいは通常の地域概念の範囲にとどまるものではなくなっている。それは、アジア諸国の FTA 相手国・地域がアジア域外にも広がっていることからもうかがえる。各国政府の対外経済政策の主目的が自国企業の国際経済活動を支援することであり、その最も有力な手段である多国間貿易投資自由化の停滞が避けられないのなら、今後は二国間 FTA の錯綜によって生じる経済的非効率を解消するため、それらを束ねる広域 FTA の締結を目指す必要がある。

東アジア地域でそのような広域 FTA の土台となるのは、2007年から政府間検討が始まる ASEAN プラス 3 FTA であり、同時に民間レベルの研究・検討が始まる ASEAN プラス 6 FTA であろう。内容の異なる二国間 FTA をより自由化レベルの高い単一の広域 FTA に集約し、さらに段階的に加盟国を増やしていく体制を整えることが重要である。2007年の課題は、そのような広域 FTA 創設へ向けた確かな第一歩を踏み出すことにある。

(新領域研究センター)